

8 県 文 第 104 号
令和 8 年 8 月 31 日

山形県文化財保護審議会長 殿

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定有形文化財の指定解除について（諮問）

このことについて、下記のとおり山形県文化財保護条例第 36 条の 3 第 1 号の規定により、貴審議会の意見を求めます。

記

種 別	名 称	員数	旧所有者
工芸品の部	擬宝珠堆朱盆	1 枚	公益財団法人蟹仙洞

県指定有形文化財の指定解除

種 別	工芸品の部		
名 称	ぎぼしついでしゅぼん 擬宝珠堆朱盆	員 数	1 枚
旧所有者	公益財団法人蟹仙洞		
旧所在地	山形県上山市矢来 4－6－8		
指定年月日	昭和 38 年（1963 年）12 月 20 日		
指定を解除する理由	譲渡により県外へ転出したため		
概 要	漆を器体に何度も塗り重ねて、適当な厚さとし、その表面に、刀で図柄や文様を彫刻する技法を彫漆（ちょうしつ）という。最も一般的なものが、朱漆の層を浮き彫りにした堆朱（ついでしゅ）で、中国では剔紅（てきこう）と呼ばれ、日本には鎌倉時代以降盛んに輸入された。 この擬宝珠堆朱盆は、木製の器に黄色の漆で下地を作り、その上から朱漆の層を厚く重ねているが、間に黒漆の 2 本の層がある点が珍しい。表面には擬宝珠の花 3 輪と蕾や葉が、大きく堂々とした構成で彫り出されている。刀技の冴えと同時に、花卉の柔らかさ、茎と葉のしなやかさも感じられ、優美な様式からみて、明時代初期の永楽年間（1403～1424 年）ごろの製作と思われる。 （径 33.0 cm、高さ 4.5 cm） 		

令和 8 年度山形県文化財保護行政の概要

1 調査・指定

- (1) 文化財調査の実施 ⇒資料 2－1
- (2) 文化財の指定等の推進（国・県） ⇒資料 2－2
- (3) 市町村の文化財の国指定・国登録等に向けた取組みへの支援
- (4) 国・県等の各種開発事業との調整と埋蔵文化財保護のための遺跡詳細分布調査の実施

2 修理・管理

- (1) 国・県指定文化財の保存修理に対する支援 ⇒資料 2－3
- (2) 国、県指定文化財の維持管理への支援
- (3) 文化財管理・防災パトロールの実施及び文化財日常管理・防災研修会の開催
⇒資料 2－4
- (4) 県指定文化財の保存実態調査の実施 ⇒資料 2－5
- (5) 民俗芸能の伝承に関する取組みへの支援
 - ①後継者不足等の課題解決に向けた県懇話会の開催
 - ②民俗芸能等担い手確保応援事業の実施 ⇒資料 2－6
 - ③保存会等が行う伝承活動への支援〔民間助成制度等の活用〕
- (6) カモシカの生息調査等の実施（朝日・飯豊山系地域、南奥羽山系地域）

3 活用

- (1) 「未来に伝える山形の宝」登録制度の推進 ⇒資料 2－7
 - ①登録及び取組みに対する支援
 - ②文化財のポータルサイトによる情報発信等の啓発活動の実施
- (2) 日本遺産「出羽三山」「山寺と紅花」の協議会の運営 ⇒資料 2－8
- (3) 埋蔵文化財の普及啓発事業（委託）
 - ①小中学校への出前授業等の実施
 - ②山形県発掘調査速報会の実施
 - ③市町村巡回展示会の実施 など
- (4) 国宝土偶「縄文の女神」の活用
- (5) 県立博物館における文化財の活用と理解促進
 - ①県政 150 周年・昭和 100 年記念特別展「土木インフラストラクチャー～県土に路を拓く～」及びプライム企画展「極東の狩人 ―阿部祥人が追い求めた氷河期の開拓者たち―」の開催
 - ②デジタル技術を活用した博物館展示の展開
 - ③多様なニーズに応じた各種講座・教室の開催等による教育普及活動の充実

4 県文化財保存活用大綱の進捗管理・見直し

大綱に掲げる基本方針に基づく取組みの進捗状況を把握し、県文化財保護審議会へ報告のうえ、評価・検証を行うとともに、これらを踏まえた見直しを行う。

1 - (1) 文化財調査の実施について

1 これまでの経緯

- 令和 3 年 3 月 30 日 令和 2 年度第 2 回審議会
…指定候補の把握の方法として、今後、調査を実施し、地域に存在する文化財を幅広く把握することを決定した。
- 令和 3 年 6 月 10 日 令和 3 年度第 1 回審議会
…調査実施に向けて各分野の課題を整理した。
- 令和 3 年 9 月 16 日 令和 3 年度第 2 回審議会
…「調査実施に当たっての全体方針」を確認したうえで、緊急に実施すべき分野・テーマとして、①最上地域の彫刻と②山形県の民俗技術を決定した。

2 「最上地域の彫刻調査」の実施概要について

(1) 調査対象

以下の彫刻を抽出して調査する。

- 市町村指定文化財 約 20 件
- その他（市町村から情報提供のあった寺社等） 約 40 件

なお、調査は委託で実施し、調査対象物件の選定は、文化財保護審議会委員（彫刻担当）及び委託事業者、地元市町村と協議し決定する。

(2) 調査期間

令和 4 ～ 8 年度の 5 か年間で実施する。

- 令和 4 年度：事前調査（市町村指定文化財を中心に調査）
- 令和 5 年度：本格調査（事前調査の結果、詳細調査が必要と判断された物件を調査）
- 令和 6 年度：本格調査（豪雨災害により事業縮小）
- 令和 7 年度：本格調査（新庄藩関連、大蔵村肘折、戸沢村等の物件を中心に調査）
- 令和 8 年度：補足調査、報告書作成

(3) 調査体制

- 県文化財保護審議会委員（彫刻担当）の監督のもと、美術系大学等の専門研究機関へ委託し実施する。
- 調査当日は、県と市町村が同行の上、山形県文化財保護審議会の彫刻担当委員及び委託業者である美術系大学等の専門研究機関が現地に伺い実施する。

（令和３年度第２回山形県文化財保護審議会（令和３年９月開催）決定）

文化財調査の実施について

１ 調査実施にあたっての全体方針

文化財調査の実施にあたって、分野・テーマの選出や実施の優先順位は、以下の方針により総合的に決定。

- 文化財が滅失や散逸、衰滅の危機にあるなど、緊急性が高いこと。
- 過去に体系的な調査が実施されていない、または、実施されているが状況が変化しており再調査が必要であること。
- 県による指定が少ない地域や分野・テーマであること。
- 他の分野・テーマへの波及的な効果が想定されること。

２ 喫緊に実施すべき分野・テーマ

上記１により、喫緊に実施すべき調査の分野・テーマとして、次の２テーマに決定。

	分 野	調査テーマ
①	美術工芸品（彫刻）	最上地域の彫刻

【選出理由】

- 地域社会の衰退によって無住寺や管理が行き届かないお堂や鎮守社が増加しており、滅失や散逸の危機にあるため、緊急性が高い。
- 当該地域は、過去に体系的な調査が行われておらず、全容が明らかになっていない。また、県指定は２件にとどまっている。
- 寺社の什物等の存在が明らかになる等、絵画や工芸品分野への波及効果が期待される。

	分 野	調査テーマ
②	無形文化財（工芸技術）	山形県の民俗技術
	有形民俗文化財	
	無形民俗文化財（民俗技術）	

【選出理由】

- 技術を習得している方々は高齢になっており、衰滅の危機にあるため、緊急性が非常に高い。また、使用する道具等の名称や使い方が分からない等の問題が生じているほか、散逸の恐れがある等、緊急性が非常に高い。
- 昭和 60～61 年度に『山形県の諸職』調査を実施したが、その後、状況が変化していることは明らかで、追跡的な調査を要する。また、現行の文化財保護制度に準じて「民俗技術」として捉え直す必要がある。
- 本県の特徴をよく表す分野であるにも関わらず、県の無形文化財（工芸技術）で３件の指定があるのみで、無形民俗文化財（民俗技術）では国・県ともに指定がない。

1 - (2) 山形県内の国・県指定文化財件数一覧（令和 8 年 4 月 28 日現在）

単位：件

区分	国 指 定 等 文 化 財			県 指 定 等 文 化 財			合計
指定	国宝	建造物	1				1
		絵画	1				1
		工芸品	2				2
		古文書	1				1
		考古資料	1				1
		小 計	6				6
	重要文化財 (国宝を除く)	建造物	30	有形文化財	建造物	46	76
		絵画	7		絵画	76	83
		彫刻	11		彫刻	76	87
		工芸品	29		工芸品	98	127
		書跡・典籍	4		書跡	28	32
					典籍	12	12
		古文書	7		古文書	3	10
		考古資料	6		考古資料	21	27
		歴史資料	2		歴史資料	33	35
		小 計	96		小 計	393	489
		重要無形文化財			1	無形文化財	
	重要有形民俗文化財		10	民俗文化財	有形民俗	8	18
	重要無形民俗文化財		6		無形民俗	22	28
	特別天然記念物		3				3
	記念物 (特別天然記念物を除く)	史跡	30	記念物	史跡	31	61
		名勝	8		名勝	2	10
		名勝史跡	1				1
		天然記念物	13		天然記念物	67	80
		小 計	52		小 計	100	152
	合 計		174	合 計		526	700
選定	重要文化的景観		2	文化的景観		0	2
登録	有形文化財	建造物	219				219
	無形民俗文化財	民俗技術	1				1
	合 計		220				220
	総 合 計		396	総 合 計		526	922

1－（３）近年指定等のあった文化財

	指定区分	文化財名称	分野	指定日
令和4年度	県指定有形文化財	銅造毘沙門天立像	彫刻	R4. 4. 5
		三部抄	典籍	R4. 4. 5
	国指定無形文化財	一中節浄瑠璃	芸能	R4. 7. 28 ※
	国登録有形文化財	旧松岡家住宅主屋	建造物	R4. 10. 31
		旧松岡家住宅前蔵		
		旧松岡家住宅後の蔵		
		旧松岡家住宅馬屋		
		旧松岡家住宅作業小屋及び牛舎		
		近岡家住宅主屋		
	国指定史跡	旧東田川郡役所及び郡会議事堂	史跡	R5. 3. 20
令和5年度	県指定有形文化財	絹本著色 東都品川ハツ山図 京四條之涼図 浪花天保山図 歌川広重筆 附 軸箱	絵画	R5. 4. 18
	国登録有形文化財	古勢起屋本館	建造物	R5. 8. 7
		小嶋総本店店舗兼主屋ほか 11 件	建造物	R6. 3. 6
	国登録無形民俗文化財	庄内の笹巻製造技術	民俗技術	R6. 3. 21
令和6年度	県指定有形文化財	木造千手観音菩薩立像及び脇侍木造毘沙門天立像、脇侍木造不動明王立像	彫刻	R6. 4. 12
		旧西田川郡役所塔時計	歴史資料	R6. 4. 12
		西村山郡役所文書	歴史資料	R6. 4. 12
	国登録有形文化財	羽前絹練株式会社精練棟ほか 6 件	建造物	R6. 12. 3
	県指定有形民俗文化財 (員数変更)	納札及び巡礼札 延徳四年季の銘のあるものほか（員数 10 枚→12 枚）	有形民俗	R7. 3. 18
令和7年度	県指定有形文化財	木造地藏菩薩坐像	彫刻	R7. 4. 15
	県指定有形民俗文化財	大宮のコヤバ（産屋）	有形民俗	R7. 11. 7
	国登録有形文化財	オリエンタルカーペット株式会社マーセライズ棟ほか 3 件	建造物	R7. 11. 17
	国指定重要文化財 (建造物)	幸徳院観音堂	建造物	R8. 1. 15
令和8年度	県指定有形文化財	銅造菩薩立像	彫刻	R8. 4. 28

※県外からの住居移転日

2 - (1) 令和 8 年度文化財保存修理事業等の一覧（9 月 1 日時点）

◆市町村・法人・個人による事業
（国指定等）

	事業者	指定区分	種 別	事業名
1	個人	国指定	建造物	旧松應寺観音堂
2	国立大学法人山形大学	国指定	建造物	旧米沢高等工業学校本館
3	宗教法人光明寺	国指定	工芸品	紙本著色遊行上人絵（伝狩野宗秀筆）
4	宗教法人上杉神社	国指定	工芸品	服飾類（伝上杉謙信・景勝所用）
5	山形市	国指定	史跡	山形城跡
6	米沢市	国指定	史跡	上杉治憲敬師郊迎跡
7	米沢市	国指定	史跡	舘山城跡
8	鶴岡市	国指定	史跡	松ヶ岡開墾場
9	酒田市	国指定	史跡	山居倉庫（整備）
10	酒田市	国指定	史跡	山居倉庫（耐震補強等）
11	酒田市	国指定	史跡	旧鍛屋（整備）
12	酒田市	国指定	史跡	旧鍛屋（耐震補強等）
13	新庄市	国指定	史跡	新庄藩主戸沢家墓所
14	尾花沢市	国指定	史跡	延沢銀山遺跡
15	大江町	国指定	史跡	左沢楯山城跡
16	遊佐町	国指定	史跡	小山崎遺跡
17	宗教法人金峯神社	国指定	名勝	金峯山
18	宗教法人浮嶋稲荷神社	国指定	名勝	大沼の浮島
19	遊佐町	国指定	史跡	小山崎遺跡
20	山形市	国指定	天然記念物	カモシカ
21	酒田市	国指定	天然記念物	飛島ウミネコ繁殖地
22	大江町	国選定	文化的景観	最上川の流通・往来及び左沢町場の景観
23	長井市	国選定	文化的景観	最上川流域における長井の町場景観
24	鶴岡市	国指定	工芸品	能装束（紅地蜀江文黄緞狩衣） 白地草花海賦文 辻が花染肩裾小袖 （収蔵庫改修）
25	株式会社小川製粉	—	—	小麦澱粉糊（生沈）生産・加工
26	米沢市	—	埋蔵	市内遺跡
27	寒河江市	—	埋蔵	町内遺跡
28	南陽市	—	埋蔵	市内遺跡
29	大江町	—	埋蔵	市内遺跡
30	高畠町	—	埋蔵	市内遺跡

(県指定)

	事業者	指定区分	種 別	事業名
1	宗教法人東善院	県指定	建造物	富山馬頭観音堂
2	寒河江市	県指定	建造物	旧西村山郡役所
3	寒河江市	県指定	建造物	旧西村山郡会議事堂
4	鶴岡市	県指定	建造物	旧遠藤家住宅

◆県による事業

	事業者	指定区分	種 別	事業名
1	山形県	国指定	天然記念物	カモシカ
2	山形県	—	埋蔵	県内遺跡
3	山形県	—	—	指定文化財管理
4	山形県	—	—	特色ある埋蔵文化財活用

2 - (3) 山形県文化財管理・防災パトロール事業について

1 目的

県内に所在する国及び県指定文化財のパトロールの実施により、その管理状況を把握し、県民の共通の財産である文化財を守り、次世代に確実に継承していく。(山形県文化財保存活用大綱 基本方針 2 「文化財の確実な保存の推進」)

2 事業主体

山形県観光文化スポーツ部県民文化芸術振興課

3 期間

令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 事業内容

- (1) 県が委嘱する文化財保護指導委員が国及び県指定文化財のパトロールを行い、その状況についてパトロール報告カードを作成の上、県民文化芸術振興課に報告する。
(※文化財所有者との日程調整は県民文化芸術振興課が行う。)
- (2) 県民文化芸術振興課職員は、文化財保護指導委員のパトロールに同行し、管理状況の把握を行う。
- (3) 県民文化芸術振興課職員は、市町村文化財行政主管課に対して、必要に応じて、文化財保護指導委員が行うパトロールへの同行について協力依頼する。

5 パトロール対象文化財

- | | | | |
|-----|-------------|-------------|---------------|
| (1) | 国及び県指定建造物 | 28 件 (16 日) | |
| (2) | 国及び県指定史跡 | 18 件 (9 日) | |
| (3) | 国及び県指定名勝 | 2 件 (1 日) | |
| (4) | 国及び県指定天然記念物 | 18 件 (10 日) | 計 66 件 (36 日) |
- (※「令和 8 年度パトロール対象文化財」参考)

6 文化財保護指導委員

- (1) 国及び県指定の建造物・史跡のパトロールについて、山形県ヘリテージマネージャーに委嘱する。
- (2) 国及び県指定の名勝・天然記念物のパトロールについて、専門性に応じて樹木医等に委嘱する。
- (3) 文化財保護指導委員は、県が依頼した国及び県指定文化財のパトロールを行い、その状況を報告カードに記入し、県民文化芸術振興課に提出する。
県民文化芸術振興課は、提出のあった報告カードを文化財所有者及び市町村文化財行政主管課に送付する。

令和8年度パトロール対象文化財

< 建造物・史跡 >

地区	件数	市町村	指定区分	種別	文化財名称
村山地区	1	① 山形市	国指定	建造物	立石寺納経堂
		② 山形市	国指定	建造物	立石寺三重小塔
	2	③ 山形市	県指定	建造物	山形県旧県庁舎及び県会議事堂
	3	④ 山形市	県指定	建造物	鳥海月山両所宮随神門
		⑤ 山形市	県指定	建造物	専称寺鐘楼
	4	⑥ 山形市	国指定	史跡	嶋遺跡
		⑦ 山形市	県指定	史跡	旧山形県会仮議事堂
	5	⑧ 上山市	国指定	史跡	羽州街道 櫓下宿・金山越
		⑨ 上山市	県指定	史跡	春雨庵跡
	6	⑩ 天童市	国指定	建造物	若松寺観音堂
		⑪ 天童市	県指定	建造物	石鳥居
	7	⑫ 天童市	国指定	史跡	西沼田遺跡
	8	⑬ 朝日町	国指定	建造物	佐竹家住宅
		⑭ 朝日町	県指定	建造物	旧西五百川小学校三分校
	9	⑮ 寒河江	県指定	建造物	本山慈恩寺山門
		⑯ 寒河江	県指定	建造物	本山慈恩寺三重塔
	10	⑰ 中山町	国指定	建造物	旧柏倉家住宅
	11	⑱ 村山市	県指定	建造物	石鳥居
最上地区	12	⑲ 新庄市	国指定	建造物	八幡神社本殿附棟札1枚 拝殿附棟札1枚 附棟札6枚
	13	⑳ 最上町	国指定	建造物	旧有路家住宅
		㉑ 最上町	国指定	史跡	出羽仙台街道 中山越
	14	㉒ 大石田町	県指定	史跡	角二山石器時代住居跡群
		㉓ 大蔵村	県指定	史跡	清水城跡
置賜地区	15	㉔ 米沢市	国指定	史跡	古志田東遺跡
		㉕ 米沢市	県指定	史跡	林泉寺米沢藩上杉家及び家臣団墓所
	16	㉖ 白鷹町	国指定	建造物	観音寺観音堂
		㉗ 白鷹町	県指定	建造物	層塔
	17	㉘ 高畠町	県指定	建造物	八幡神社本殿
		㉙ 高畠町	県指定	建造物	石鳥居
	18	㉚ 南陽市	国指定	史跡	稻荷森古墳
		㉛ 南陽市	県指定	史跡	二色根古墳
	19	㉜ 高畠町	国指定	史跡	一の沢洞窟
		㉝ 高畠町	国指定	史跡	火箱岩洞窟
庄内地区	20	㉞ 鶴岡市	国指定	建造物	旧鶴岡警察署庁舎
		㉟ 鶴岡市	国指定	建造物	旧渋谷家住宅
	21	㊱ 鶴岡市	国指定	建造物	鶴岡カトリック教会天主堂
		㊲ 鶴岡市	国指定	建造物	旧風間家住宅
	22	㊳ 鶴岡市	国指定	史跡	小国城跡
		㊴ 鶴岡市	県指定	史跡	丸岡城跡及び加藤清正墓碑
	23	㊵ 鶴岡市	県指定	史跡	羽黒山南谷
		㊶ 鶴岡市	県指定	史跡	玉川縄文遺跡
	24	㊷ 酒田市	県指定	建造物	本間家本邸 附 長屋門1棟
		㊸ 酒田市	県指定	建造物	旧酒田灯台
	25	㊹ 酒田市	県指定	建造物	庄内松山城大手門
		㊺ 遊佐町	国指定	建造物	旧青山家住宅
		㊻ 遊佐町	県指定	建造物	石造九重層塔
合計				建造物28件、史跡18件	

〈名勝・天然記念物〉

地区	件数	市町村	指定区分	種別	文化財名称
村山地区	1	① 東根市	国指定	天然記念物	東根の大ケヤキ
		② 村山市	県指定	天然記念物	愛宕神社のケヤキ林
	2	③ 大石田町	県指定	天然記念物	向川寺の大カツラ
最上地区		④ 舟形町	県指定	天然記念物	猿羽根楯跡の親杉
	3	⑤ 最上町	県指定	天然記念物	富沢のトチノキ
	4	⑥ 戸沢村	県指定	天然記念物	角川の大スギ
置賜地区	5	⑦ 米沢市	県指定	天然記念物	西明寺のトラノオモミ
		⑧ 長井市	国指定	天然記念物	草岡の大明神ザクラ
	6	⑨ 米沢市	県指定	天然記念物	長町裏のエゾエノキ
		⑩ 長井市	国指定	天然記念物	伊佐沢の久保ザクラ
	7	⑪ 川西町	県指定	天然記念物	黒川のツクシガヤ自生地
		⑫ 高畠町	県指定	天然記念物	竹森のアベマキ
庄内地区	8	⑬ 鶴岡市	国指定	天然記念物	山五十川の玉スギ
		⑭ 鶴岡市	国指定	天然記念物	熊野神社の大スギ
	9	⑮ 鶴岡市	国指定	天然記念物	羽黒山のスギ並木
		⑯ 鶴岡市	県指定	天然記念物	添川の根子スギ
	10	⑰ 鶴岡市	国指定	名勝	玉川寺庭園
		⑱ 鶴岡市	国指定	名勝	酒井氏庭園
	11	⑲ 酒田市	県指定	天然記念物	土渕のユズ
		⑳ 酒田市	県指定	天然記念物	山楯の大ケヤキ
合計				名勝 2 件、天然記念物18件	

2－（3）文化財日常管理・防災研修会の開催について

1 目的

文化財（美術工芸品）の日常管理のノウハウや法令上の手続き等について、「文化財日常管理・防災ハンドブック（美術工芸品編）」※を活用した研修会を開催し、文化財の適切な日常管理や防犯・防災対策の強化等につなげ、文化財の後世への確実な継承を図る。

2 実施体制

主催：山形県

運営協力：山形文化遺産防災ネットワーク

講師協力：東北芸術工科大学 文化財保存修復研究センター、
（独法）国立文化財機構 文化財防災センター

3 研修対象

文化財所有者、市町村・博物館等関係機関職員、文化財に興味のある方など

4 開催時期・場所

（1）村山地区

令和8年9月18日（金）東北芸術工科大学 本館301講義室

（2）庄内地区

令和8年11月 調整中

5 研修内容

- 文化財の日常管理のノウハウの紹介（掛軸等の絵画や仏像等の彫刻を中心に）
- 文化財の防災・防犯上の留意点の説明
- 県指定文化財に必要な行政手続きの案内

※「文化財日常管理・防災ハンドブック（美術工芸品編）」

- 文化財の日常管理のノウハウや法令上の手続き等についての情報を一元化するとともに、防災対策等の新たな項目を盛り込み作成（令和6年3月発行）



2 - (4) 県指定文化財保存実態調査について

目的・趣旨

県指定文化財の損傷状態を調査（コンディション・チェック）して「文化財カルテ」を作成し、保存の実態を正確に把握することで、客観的判断と適切な周期での修理を図るとともに、地域社会一体となった県指定文化財の保存・活用の促進に寄与することを目的とする。【令和3年度から実施】

調査内容

①基礎調査

- ・時代、形態、構造、寸法等の基礎情報を再確認する。
- ・文化財の保存環境を確認する。

②損傷状態の調査（コンディション・チェック）

- ・文化財の損傷状態を確認する。
- ・文化財の状態及び損傷箇所を撮影して記録する。

※調査の対象となる県指定文化財・・・建造物、美術工芸品、民俗文化財、天然記念物
⇒修理の実施について、緊急性・必要性の観点からS・A・B・Cで判定する。

令和8年度の実施計画（R8.9.1時点）

区 分	種 別	指定年月日	名 称	員 数	所有者	所在地	備 考
民俗文化財	有形-7	H20.5.2	富山馬頭観音堂奉納絵馬	212 面	宗教法人 東善院	最上町 大字富沢	212 面のうち一部について実施予定

※その他調査案件は、市町村から相談があった場合に随時決定。

2 - (5) 民俗芸能等担い手確保応援事業について

目的・趣旨

人口減少や少子高齢化等により担い手が不足している民俗芸能等団体と県内外の民俗芸能等への活動参加希望者とのマッチングを図ることで、団体の担い手を確保し、民俗芸能等の維持・継承につなげていく。

事業内容

令和 8 年度は、民俗芸能等団体 5 団体をモデル団体として選定し、事業を実施中。

名称	所在地	概要	募集する役割	募集期間
ずきやましおどり 梓山獅子踊	米沢市	県指定無形民俗文化財。 万世地区梓山で上組と下組 に分かれ継承されている。 上組は勇壮、下組は優雅な 踊りが特徴。	太鼓の叩き手 笛の吹き手 獅子の踊り手 唄の歌い手	R8. 5. 22～ R8. 9. 30
ほうれつじんじゃ だきゅう 豊烈神社の打毬	山形市	県指定無形民俗文化財。 宮内庁、八戸市とともに日 本に残る三打毬の 1 つ。紅 白の騎手が毬杖で毬を毬穴 に投げ入れる。	競技騎手 競技運営	R8. 6. 10～ R8. 8. 2
すぎさわひやま 杉沢比山	遊佐町	国指定無形民俗文化財。 修験者により演じられてき た神楽であり、洗練された ユニークな美しい型や鮮や かな舞が特徴。	舞手（男性のみ） 笛の吹き手 太鼓の叩き手 鉦の鳴らし手 唄の歌い手	R8. 6. 15～ R8. 9. 30
かまぶちばんがく 釜淵番楽	真室川町	町指定無形民俗文化財。 釜淵地区で継承されている 番楽で、江戸時代中期に秋 田県から伝わったとされる 山伏系神楽の一種。	舞手 太鼓の叩き手 笛の吹き手 鉦の鳴らし手 裏方	R8. 7. 3～ R8. 9. 30
たかだまし ばい 高玉芝居	白鷹町	町指定無形文化財。江戸 の歌舞伎役者から伝えられ たとされている。江戸時代 を舞台にした笑いあり涙あ りの時代劇。	役者 スタッフ	R8. 7. 3～ R8. 9. 30



撮影：松田高明

3 - (1) 「未来に伝える山形の宝」登録制度について

制度の目的・趣旨

地域にのこる有形・無形の様々な文化財を保存・活用する取組みを、「未来に伝える山形の宝」として登録・推進することで、文化財の保護を図るとともに、郷土に対する誇りと愛着を育み、地域活性化や新たな交流の拡大につなげていくことを目的としています。

「未来に伝える山形の宝」とは

文化財は、指定の有無にかかわらず、先人が大切に守りのこしてくれた宝物であり、山形県民として誇れるものを、地域で守り、活用し、未来に継承していこうという思いや活動を含めたものが「未来に伝える山形の宝」です。

登録の対象

歴史・文化・自然など共通するテーマで結び付いた複数の文化財により構成されており、文化財の保存と、地域（歴史的・文化的・自然的な結びつきを有する一定のエリア）における文化財の活用が一体となった取組みを登録します。

〈要件〉

- ・地域の自然及び歴史・文化の特徴や魅力を表しているもの
- ・構成する文化財の保存・活用の考え方が示されていること
- ・構成する主な文化財が、山形県文化財保存活用大綱に掲げる文化財等の範囲の文化財又は文化的所産であること
- ・地域の活性化や交流の拡大につながる継続した取組みであり、文化財の保存と活用の好循環を生み出すことが期待できる取組みであること



令和7年度の登録

取組みの名称	団体名	構成文化財
旧山形師範学校エリアから三島通りを通り文翔館に至る一体的な文化財の保存・活用による歴史・文化の振興	旧山形師範学校講堂保存活用実行委員会	・旧山形師範学校講堂 ・旧山形師範学校本館、正門及び門衛所 ・山形県旧県庁舎及び県会議事堂

3 - (2) 「日本遺産」について



日本遺産とは

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するもの。ストーリーを構成する文化財群を総合的に整備・活用し、国内外への戦略的な発信を通して、地域の活性化・観光振興を図ることを目的としており、令和7年度末現在、全国で104件が認定されている。

認定を受けた自治体では協議会を設立し、文化庁の補助金を活用して、情報発信や人材育成、観光客受入環境整備等の地域活性化に向けた事業を実施している。

本県の認定状況

○平成28 年度 1 件認定

「自然と信仰が息づく『生まれかわりの旅』～樹齢300 年を超える杉並木につつまれた2,446 段の石段から始まる出羽三山～」

山形県（鶴岡市・西川町・庄内町）

<https://nihonisan-dewasanzan.jp/>



○平成29 年度 2 件認定

① 「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」

酒田市・鶴岡市 他（16道府県 52市町）

<https://www.kitamae-bune.com/>



② 「サムライゆかりのシルク

日本近代化の原風景に出会うまち鶴岡へ」

鶴岡市

<https://samurai-yukarino-silk.jp/>



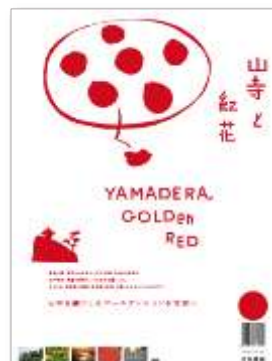
○平成30 年度 1 件認定

「山寺が支えた紅花文化」

山形県（山形市・寒河江市・天童市・尾花沢市・山辺町・中山町・河北町・

大石田町・白鷹町）※令和元年度構成自治体追加

<https://yamadera-benibana.jp/>



今後の指定等の在り方について

令和 3 年 3 月 30 日

山形県文化財保護審議会決定

(1) 指定候補の把握の方法

以下の見直しの方向性に従って、①及び②の方法によって指定候補を把握する。

※よって、従来のランク制度は廃止する。

【見直しの方向性】

- 県内全域の文化財を幅広く調査することで、適切に指定候補を把握する。
- 分野や地域性に配慮した指定を行うことで、本県の文化財保護を推進する。

① 文化財調査に基づいた指定候補の把握の方法

地域に残る文化財（国及び県による指定等によって保護措置が図られていない文化財が対象）を調査し、分野や地域性に配慮しながら計画的に指定候補を把握する。調査によって価値が明らかになった文化財については、指定基準に則り指定する。

② 文化財調査以外による指定候補の把握の方法

学術研究の進展や修理等による新たな事実の判明などによって価値が十分に認められた文化財については、従来通り各分野の担当委員からの提案をもとに、指定基準に則り指定する。

(2) 県指定文化財の整理の方法

県指定文化財に関して、学術研究の進展や修理等による新たな事実の判明などによって明らかになった情報を反映させることで適切に価値を評価する。

◆整理内容

名称の変更	文化財名称を変更するもの。
員数の変更	文化財の員数を変更するもの。
統 合	複数の文化財を一つの文化財に統合するもの。
分 割	一つの文化財を複数の文化財に分割するもの。
種別の変更	指定種別を他の種別へ変更するもの。
追 加 指 定	すでに指定されている文化財に対して、市町村指定または未指定の文化財を追加して、指定するもの。

◆進め方

- 事務局及び各担当委員による協議のもと、調査を進め、上記整理を積極的に進める。
- 整理を行った指定文化財については、各年度第 1 回または第 3 回審議会において、事務局から提案し、適切に変更等の措置を講じる。

◆山形県文化財保護審議会の 1 年間の流れ

時 期	内 容
前年まで	～文化財調査の実施（指定候補の把握）～
4～5月	◇事務局＝今年度の指定候補の確認
5月	第 1 回山形県文化財保護審議会の開催 【予定議題】 ・文化財調査の進捗状況について ・今年度の指定候補について ・<u>県指定文化財の解除について（諮問・答申事項）</u> ・<u>県指定文化財の整理について</u> ・県文化財保護行政に関する意見交換
6～9月	指定調査（担当委員及び事務局担当者）
10月	第 2 回山形県文化財保護審議会の開催 【予定議題】 ・今年度の指定候補の確認 ※原則として、現物を確認する。
11～12月	調書作成（担当委員及び事務局担当者）
1月	◇事務局＝諮問の事務手続き等
2月	第 3 回山形県文化財保護審議会の開催 【予定議題】 ・<u>県指定文化財の指定について（諮問・答申事項）</u> ・<u>県指定文化財の指定解除について（諮問・答申事項）</u> ・<u>県指定文化財の整理について</u> ・県文化財保護行政に関する意見交換
3月	◇事務局＝指定等の事務手続き